

情報科学センターユーザ端局設置要項

昭和63年 4月 1日
制 定

(目 的)

第1条 この要項は、情報科学センター（以下「センター」という。）の利用者が購入または賃貸借した機器で構成する端局（以下「ユーザ端局」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 利用者は、ユーザ端局を通信回線または構内LANを經由してセンターのシステムに接続し、ユーザ端局として設置することができる。

(端局の種類)

第3条 ユーザ端局の種類は、別表のとおりとする。

(申 請)

第4条 ユーザ端局を開設しようとする者（以下「開設者」という。）は、ユーザ端局の機器構成、設置場所及び管理責任者（以下「管理者」という。）等を定め、別記第1号様式により、情報科学センター長（以下「センター長」という。）に申請するものとする。

(許 可)

第5条 センター長がユーザ端局の開設を許可したときは、別記第2号様式により、開設者に通知するものとする。

(経費負担)

第6条 ユーザ端局の開設に必要な経費及び運用に必要な経費は、開設者の負担とする。

(管理、運用、保守)

第7条 管理者は、ユーザ端局の管理、運用及び保守を行うものとする。

(報 告)

第8条 管理者は、センターの求めに応じてユーザ端局の利用状況を報告するものとする。

(閉 局)

第9条 開設者は、ユーザ端局を使用しなくなった場合は、速やかにセンター長に閉局を届け出るものとする。

(許可の取消)

第10条 センター長は、ユーザ端局がセンターまたはセンターの他の端局の運営に重大なる支障を及ぼす恐れがある場合は、当該ユーザ端局の許可を取り消すことができる。

附 則

この要項は、昭和63年 4月 1日から実行する。

別 表

ユーザ端局の種類

| 端 局 名 称 | 接 続 形 態 |
|---------------|-----------------------|
| 交 換 端 局 | 電話交換器を通して接続する端末局 |
| 専 用 端 局 | 専用回線を通して接続する端末局 |
| ク ラ ス タ ー 端 局 | 専用端局から分岐して接続する端末局 |
| リモートステーション | 専用回線を通して計算機システムを接続する局 |

昭和 年 月 日

端局開局申請書

情報科学センター長 殿

教室(学科)

開設者

印

情報科学センターユーザ端局設置要項第4条の規定に基づき、下記の端局の開設を申請します。

記

1. 設置機器

2. 回線速度

3. 端局管理責任者名

4. 設置場所(建物、室名称)

5. 機器配置

別 紙

昭和 年 月 日

端局開局許可書

開設者 殿

情報科学センター長

情報科学センターユーザ端局設置要項第5条の規定に基づき、下記の端局の開設を許可します。

記

1. 設置機器

2. 回線速度

3. 端局管理責任者名

4. 設置場所（建物、室名称）

5. 機器配置
別 紙

6. 端局番号